

行政評価制度検討委員会 報告書

平成24年(2012年)2月
行政評価制度検討委員会

目 次

1 . はじめに	1
2 . 検討にあたっての現状	2
3 . 行政評価制度の趣旨	3
4 . 行政評価制度の構成	4
(1) 行政評価制度の基本的な枠組み	
(2) 政策評価	
(3) 事務事業評価	
5 . 第 3 者の視点による評価	7
6 . おわりに	8
7 . 検討経過	9
8 . 委員名簿	1 1
9 . 第 3 次豊中市総合計画後期基本計画施策指標 行政評価制度検討委員会案	1 2

1. はじめに

豊中市では、平成 19 年度（2007 年度）に施行された豊中市自治基本条例第 20 条の規定により、第 3 次豊中市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）に基づく行政評価制度を構築し、後期基本計画の実施内容について、平成 24 年度（2012 年度）から評価・進行管理を始めようとしています。

行政評価制度検討委員会（以下、「検討委員会」という。）は、行政評価制度について、専門的な観点から具体化に向けた検討を行い、その基本的な枠組みを明らかにするため、平成 22 年（2010 年）11 月に設置されました。

この報告書は、検討委員会での 11 回にわたる会議を通じて、行政評価制度の趣旨や構成、評価に必要となる指標の設定や客観性を高めるためのしくみについて、検討した結果をとりまとめています。

市におかれては、この報告書の内容をふまえ、行政評価制度を構築し、P D C A（Plan 計画、Do - 実行、Check - 評価、Act - 改善）サイクルを整えていただきたいと思います。また、その結果を政策・施策の方向性を定めていくうえでの判断材料とすることで、限られた資源を有効に活用した市政運営を推進し、総合計画に掲げたまちづくりの実現に取り組まれることを期待します。

平成 24 年（2012 年）2 月 8 日
行政評価制度検討委員会
会長 加藤 晃規

2. 検討にあたっての現状

検討委員会は、以下のような豊中市での現状をふまえ、行政評価制度の構築に向け、検討を進めてきた。

市では、平成 12 年度（2000 年度）から事務事業評価を実施し、のべ 1,634 件におよぶ事務事業を改廃し、効率化に努めるとともに、その状況を市民に明らかにしてきた。

この事務事業評価は、個々の事務事業の見直しを行うものであり、総合計画の進行管理を目的とするものではなかった。

一方、平成 21 年度の総合計画審議会で、後期基本計画の着実な進行を図るため、計画の進行管理を行うしくみを構築していく旨、答申がなされている。

これらのことから、行政評価制度は、事務事業評価の現状をふまえ、予算や組織等行政運営に関する既存の諸制度との関連性を考慮に入れながら、新たに構築する必要がある。

3. 行政評価制度の趣旨

成果重視の行政運営
職員間の目的・課題の共有
市民への説明責任の確保

後期基本計画では、成果重視の行政運営を進めるため、計画の進行管理のしくみを構築することとなっている。

行政評価を行うことで、施策や事務事業の目的や課題の共有が職員間で行えるようになり、各職員の意識改革につなげることができる。

行政評価の結果を公表することは、施策や事務事業の現在の状況について、市民への説明責任を確保することにつながるとともに、市民とも目的や課題を共有することにもつながる。

こうした行政評価制度を構築し運用することは、市政運営において、限られた資源を有効に活用することができ、ひいては、豊中市のまちをより良くすることができるようになる。

4. 行政評価制度の構成

(1) 行政評価制度の基本的な枠組み

「政策評価」及び「事務事業評価」から構成
「政策評価」において、第三者の視点から評価等を行う
委員会を設置

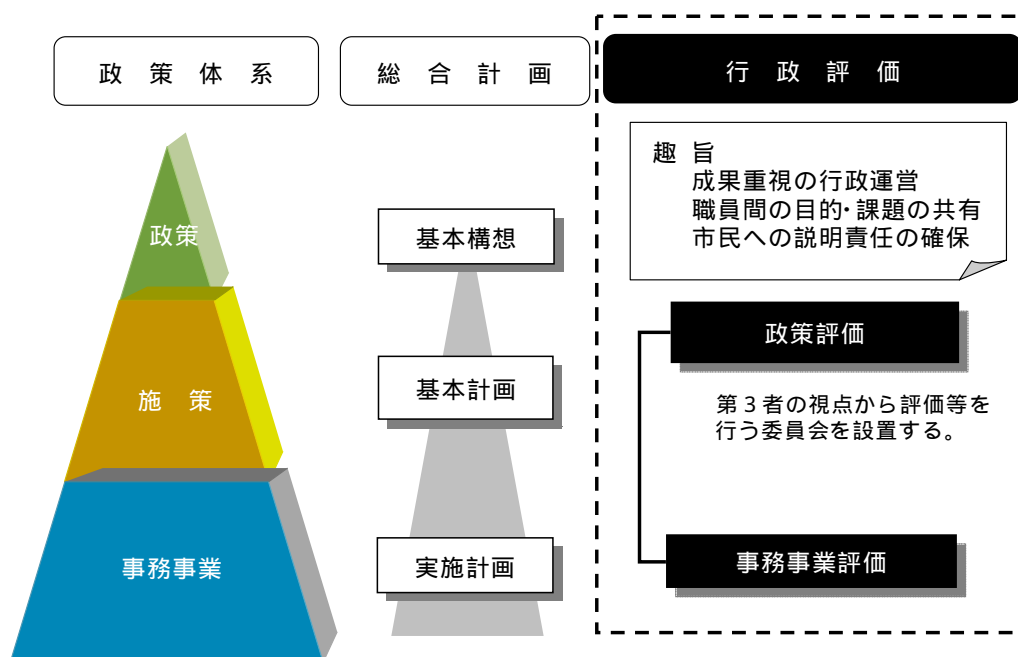
行政評価制度は、総合計画の政策・施策を評価する「政策評価」と個別の事務事業を評価する「事務事業評価」から構成する。

「政策評価」と「事務事業評価」は、目的が異なるため、それぞれに適した制度構築を行う必要がある。

政策評価については、適正な運用と改善及び客観性の向上を図るため、第三者の視点から評価等を行う委員会を設置することが必要である。

なお、これらの評価制度の設計にあたっては、可能な限り簡素で効率的、継続的かつ効果的なものにすることが望ましい。

【制度の考え方】



(2) 政策評価

【定 義】	政策目標（総合計画の施策の大綱）が達成されたかどうかを測定し、それにもとづいて政策の評価を行うこと
【目 的】	総合計画後期基本計画の進行を図るため
【対 象】	総合計画後期基本計画の全施策（66 施策）
【結果の活用】	政策・施策の方向性を定めていくうえで判断材料として活用

後期基本計画では、各施策に「めざすべきすがた」を設定し、どれだけ「めざすべきすがた」に近づいているか、ということを経典的な視点として、施策ごとの進行管理を行うこととされている。

政策評価は、後期基本計画の全 66 施策に指標を設定し、各施策の進ちよく状況の把握につとめ、その原因の分析を行う。政策評価は、後期基本計画の進行管理を行うツールとするのが望ましい。

政策評価は、各部局長が、既に継続的に把握しているデータを活用し、定量的な施策指標により行うことを基本とする。必要に応じて、定性的な評価も取り入れることが望ましい。

政策評価における施策指標の設定は、後期基本計画に掲げられている「めざすべきすがた」をもとに、市民の実感にそったわかりやすいものになっているか、十分に考慮し行うべきである。

施策指標は、成果を示す指標（以下、「成果指標」という）を基本として設定する必要がある。活動内容や活動量を示す指標については、成果指標を補助・代替する位置づけで設定することが望ましい。

施策指標は、成果指標等にくわえ、市民の意識や行動等を指標として設定することも必要である。

これらの評価結果は、政策や施策の方向性を定めていくうえで判断材料として活用するものであり、事務事業の拡充や縮小・廃止などに直接反映させるものではない。

(3) 事務事業評価

- 【定 義】 個々の事務事業の費用や効果、効率などを分析し、事務事業の見直しを図ること
- 【目 的】 事務事業の適正化・効率化・質の向上を図るため
- 【対 象】 前年度に実施した事務事業
- 【結果の活用】 担当課における事務事業の見直し業務の管理

事務事業評価は、手段や資源配分の観点から前年度実施事業をふりかえり、事務事業の適正化・効率化・質の向上を図ることができるよう、制度を構築することが必要である。

事務事業評価は、事務事業それぞれの活動量を定量的に分析するとともに、必要性や運営方法など多面的な観点から評価することが必要である。

事務事業評価の結果については、予算や組織等行政運営に関する既存の諸制度と関連づけながら活用することで、各職員の意識改革を促す。

5. 第3者の視点による評価

- | | |
|---------|------------------------|
| 【目的】 | 政策評価の適正な運用と改善及び客観性の向上 |
| 【委員構成】 | 市民、事業者、学識経験者等 |
| 【対象】 | 政策評価の運用状況
施策指標 |
| 【結果の反映】 | 政策評価の制度の改善
施策指標の見直し |

政策評価については、適正な運用と改善及び客観性の向上を図るため、第3者の視点から評価等を行う委員会を設置し、市民、事業者、学識経験者等の多様な参加を前提とする。

専門性が求められる事項については、必要に応じて、委員会の中に専門部会を設置し、調査・検討することが適当である。

委員会では、「政策評価の運用状況」や「施策指標」の妥当性等を検討事項とし、各施策を構成する事務事業の評価については、直接の評価対象としないことがふさわしい。

委員会は、設定された施策指標が、「めざすべきすがた」と照らし合わせて、市民の実感にそったわかりやすいものになっているか、説明責任を果たせるかなどについて、検証する。

委員会は、後期基本計画のあらゆる分野を扱うため、円滑な運営が求められる。従って、社会経済環境や市政の状況をふまえ、特に検証が必要な施策を選択できるしくみも必要である。

後期基本計画では、市民参画による評価制度の導入がうたわれている。市は、各施策にかかわる市民の意識や行動等とともに、市民ニーズなどを把握するため、定期的に市民意識調査を実施し、評価に反映させることが望ましい。

6. おわりに

以上、検討委員会では、会議を通じて、行政評価制度の基本的な枠組みにくわえて、個々の施策指標について、後期基本計画の各施策に掲げられている「めざすべきすがた」と照らし合わせて、市民の実感にそったものになっているか、説明責任を果たすことができるかなどの視点から、一つひとつ丁寧な議論を行いました。

今回議論した施策指標については、『第3次豊中市総合計画後期基本計画施策指標 行政評価制度検討委員会案』として示していますが、今後の施策の進ちょく状況や社会経済情勢の変化を勘案し、市民の実感にそった指標となるよう、定期的な点検・見直しを行っていただきたいと思えます。

今後、行政評価制度の構築によって確立されるPDCAサイクルを活用して、効率的かつ効果的な市政運営を推進し、総合計画に掲げられたまちづくりの実現に取り組まれることを期待します。

7. 検討経過

年度	回	開催日	議事内容
平成22年度 (2010年度)	第1回	平成22年(2010年) 11月29日(月)	副市長挨拶 会長の選出について 会長職務代理者の指名について 行政評価制度について その他
	第2回	平成22年(2010年) 12月27日(月)	ふりかえり 行政評価制度について ・行政評価制度構築における概念整理・定義づけ等 について その他
	第3回	平成23年(2011年) 1月31日(月)	ふりかえり 行政評価制度について ・政策評価・事務事業評価について その他
	第4回	平成23年(2011年) 2月17日(木)	ふりかえり 行政評価制度について ・(仮称)第3者評価委員会について その他
	第5回	平成23年(2011年) 2月22日(火)	ふりかえり 行政評価制度について ・施策指標の方向性について 中間とりまとめについて その他

年度	回	開催日	議事内容
平成23年度 (2011年度)	第1回	平成23年(2011年) 6月24日(金)	前年度のふりかえり 中間報告(案)について 今年度のスケジュール 政策評価の試行について その他
	第2回	平成23年(2011年) 7月15日(金)	ふりかえり 政策評価の試行について 事務事業評価について その他
	第3回	平成23年(2011年) 9月12日(月)	ふりかえり 政策評価の試行結果について その他
	第4回	平成23年(2011年) 11月8日(火)	ふりかえり 施策指標について その他
	第5回	平成23年(2011年) 12月27日(火)	ふりかえり 施策指標について 市民意識調査について 最終報告書(素案)について その他
	第6回	平成24年(2012年) 1月30日(月)	ふりかえり 最終報告書(案)について その他

8. 委員名簿

(平成 24 年 1 月 30 日現在)

役 職 等	名 前	備 考
甲南大学 経済学部 准教授	石川 路子	
関西学院大学 総合政策学部 教授	加藤 晃規	会長
大阪大学大学院 法学研究科 准教授	北村 亘	
豊中商工会議所 専務理事	小早川 謙一	
特定非営利活動法人 京都地方自治総合研究所 研究員	壬生 裕子	
同志社大学政策学部 教授	山谷 清志	会長職務代理者

(50 音順・敬称略)

9 . 第 3 次豊中市総合計画後期基本計画施策指標
行政評価制度検討委員会案

行政評価制度検討委員会報告書

平成 24 年（2012 年）2 月
行政評価制度検討委員会

事務局 豊中市政策企画部企画調整室
〒561 8501 大阪府豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号
電話 06 6858 2675 ファクス 06 6858 2667
電子メール soukei@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>